

## 潟上市総合教育会議 会議録

開催日時	平成28年3月28日（月） 15時53分～16時05分
場 所	潟上市役所 3階 第1・第2会議室
案件	(1) 潟上市教育大綱（案）について (2) その他
出席者	(会議構成員) 市 長 石川 光男 教育委員会 加藤 裕一 委員長 菅原 俊 委員長職務代行者 鈴木 政亞 委員 丸谷 昇 委員 肥田野 耕二 教育長  (事務局) 教育部長 小玉 隆、教育総務課長 工藤 素子、総務部長 藤原 貞雄、 総務課長 栗山 隆昌
欠席者	なし
記録者	総務部総務課行政情報班

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 教育委員長あいさつ
4. 案 件
  - (1) 潟上市教育大綱（案）について
  - (2) その他
5. 閉 会

### 会議結果概要

#### ◆ 潟上市教育大綱(案)について

- ・ 前回出された意見を反映させた潟上市教育大綱(案)について、全会一致で成案として決定した。
- ・ 来年度以降の会議は、年1回を目安に開催することとし、次回開催予定は予算編成前の11月頃とした。

### 会議内容

**栗山総務課長（事務局）**：皆様どうもお疲れさまでございます。定刻前ではございますけれども、皆様お揃いでございますので、ただいまから総合教育会議を始めさせていただきます。3回目となります。初めに、石川市長からあいさつをお願いいたします。

**石川市長**：改めてこんにちは。本日は、年度末の大変お忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございました。また、常日頃加藤委員長をはじめ委員の皆さまには、教育行政はもちろんのことでありま

すが、潟上市政全般にわたりましてご指導とご支援をいただいていることに対し、改めて感謝と御礼を申し上げます。

さて、先の会議におきまして教育大綱素案について協議いたしましたところ、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。それらのご意見を参考にしながら、また、第1回潟上市議会定例会において議決された「潟上市総合計画」との整合性をはかりながら最終の大綱案を作成しております。

委員の皆様には、大綱案につきまして最終のご意見をいただき、本市の教育の方針を定めるためのお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが、あいさついたします。

**栗山総務課長（事務局）**：それでは続きまして、加藤教育委員長からごあいさつをお願いいたします。

**加藤教育委員長**：教育委員会側を代表して、簡単に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

急速な情報化・技術革新は、私たち人間の生活を質的にも変えつつあります。教育も、その在り方が大きく今変わろうとしています。そんな折に、3回目の総合教育会議が今日開催され、潟上市のこれからの教育の在り方の指針ともなるべき大綱が本日策定されますことは、非常に意義のあることかと思っております。

先日、教育大綱の案をご郵送いただきまして、拝見いたしました。案は、最大限に尊重したいと思っております。今日の大詰めの作業が円滑に進み、潟上市の教育にとりましてターニングポイントとなるような、1日が充実して過ごされますことを祈念申し上げまして、簡単ではございますが、あいさついたします。

**栗山総務課長（事務局）**：ありがとうございます。それでは、この後案件に入りますが、議長である市長からお願いいたします。

**石川市長（議長）**：それでは、早速案件の協議に入らせていただきます。今回の案件は、潟上市教育大綱（案）についてであります。この案につきまして事務局から説明をお願いします。

**栗山総務課長（事務局）**：はい。それでは私の方から説明をさせていただきます。大綱の案をつくらせていただいておりますので、その1ページをお開き願いたいと思います。

それではご説明いたします。前回の会議でいただきましたご意見を参考に大綱の素案を修正し、最終案を作成しておりますので、素案からの変更点についてご説明いたします。

まず1ページ目、基本方針のところではありますが、前回の会議でご意見をいただきましたように「市民のしなやかに生きる力」という表現を「市民の豊かに生きる力」に変えております。

そして2ページ目になりますが、施策の方向性のところですが、1. 社会を生き抜く力の確実な育成の①3行目「社会の多様性の中で生きることができるよう」というところを、こちらもいただいたご意見を参考に「社会の中で主体性を持ってたくましく生きることができるよう」ということで、「主体性を持ってたくましく」という言葉を加えております。

また、その中の③としまして、前回ふるさとへの愛着心を育てる項目を追加してほしいというご意見がありましたので、ここに③としまして「地元の偉人の生き方に触れることや豊かな自然や文化に親しむことなどを通してふるさとに愛着や誇りを持ち、これからの社会を主体的かつ創造的に生きる力を育てます。」これを加えてございます。

変更点は以上であります。

石川市長（議長）：この案については、前回の会議の際に委員の皆様からご指摘があったものをそのまま取り入れたということですので、特にご異議はないのではないのでしょうか。

先ほど事務局から説明がありましたので、よろしいでしょうか。

構成員全員：異議ありません。

石川市長（議長）：それでは、最終案の内容については、事務局から説明があったものとして、この案で大綱制定といたしたいが、皆様よろしいですか。

構成員全員：異議なし。

石川市長（議長）：それでは、そのように決定いたしました。

栗山総務課長（事務局）：では、この案を成案として進めさせていただきますが、あと何か案件等あればいただければと思いますが。（構成員からの発言なし）そうすれば、今後のことについて、私の方から2点ほどお伝えします。

まず1点目は大綱についてですけれども、本日ここで決めていただきました大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第3項の規定によりまして「大綱を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。」と定められていますので、ホームページや情報コーナー等で公表していくこととなります。

それから2点目としまして、来年度以降の総合教育会議の在り方ということになりますが、文部科学省による質疑応答によりますと、会議を開催するタイミングとしては、年に1回は開くようにということのようです。その中でタイミングとして想定しているのが、例えば予算編成の初期段階の時としています。これは、次年度の主な事業や予算についての意見交換をするのが望ましいであろうということのようです。本市におきましても、文部科学省の見解のとおり、予算編成の初期段階、例年ですとだいたい11月頃になろうかと思いますが、その頃に1回は開催していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

石川市長（議長）：年1回は必ず開くということですか。教育委員会の定例会は、毎月開催するのですか。

肥田野教育長：毎月開催します。

栗山総務課長（事務局）：総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等について協議してもらい、お互い同じ立場で協議してもらおうということです。年に1回は、予算や条例提案等に加え、首長の権限に関わる事項等について協議し調整を行う、と。教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行うことが想定されているということですので、年に1回は、そのような形で意見を交換するということですので、よろしく願いいたします。

石川市長（議長）：確認ですが、これは諮問機関ではないですね。

**肥田野教育長**：はい、諮問機関ではありません。

**石川市長（議長）**：地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わって、首長が相当権限が強まったとして相当警戒されています。いじめの問題でこの問題の発端となった大津市の行政の首長、弁護士ですが、先日行き会った際に、まだまだ足りないと話していました。もっともっと首長に権限を譲るべきだと、こういうことでした。「あなたはどう思いますか」と聞かれましたが、そのときははっきりとは答えませんでした。しかし、餅は餅屋というように、教育委員会に任せるべきところは、教育委員会に任せるべきと考えます。ただ、あの問題に関しては、学校で隠蔽工作をしたことが問題だったのでしょうか。先日もいじめを苦に生徒が自殺したニュースがありました。問題を表面化したくないという気持ちは理解できなくもないが、それが自殺という結果を招いてしまっは大変なことになります。

それでは、短時間ではありましたが、今日の総合教育会議を閉じさせていただいてもよろしいでしょうか。

**菅原教育委員長職務代行者**：一つだけよろしいでしょうか。

**石川市長（議長）**：はい、どうぞ。

**菅原教育委員長職務代行者**：大綱（案）の3ページの3の①のところに、「挫折をしたりした子どもや若者が学び直しをすることができる場を設けます。」とありますけれども、具体的にはどんなことをお考えなのかというところをお尋ねしたいです。今、いろんな学校で、学校に行けないという子どもがいるんですよね。閉じこもったりしている子どももいるんですけれども、そういう子どもたちを見てくれるというような場というのは、どのようなところがありますか。

**栗山総務課長（事務局）**：不登校の子どもたちとかですね。

**菅原教育委員長職務代行者**：ええ、挫折した子どもたちなどです。潟上市ではどのような取組みが考えられますか。

**栗山総務課長（事務局）**：市では社会福祉課の中にそういった相談を受ける専門の先生がおりまして、その先生が子どもたちに付き添って、例えば追分出張所などに学ぶ場がありますので、そこに行って勉強したりですとか、学校に登校できるように付き添って支援したりですとか、そういった活動をしています。

**菅原教育委員長職務代行者**：では、既にそのような場があるということですね。

**栗山総務課長（事務局）**：そうですね。そういった場を利用してもらうことになります。

**石川市長（議長）**：よろしいですか。

**菅原教育委員長職務代行者**：はい。ありがとうございます。

石川市長（議長）：それでは会議を閉じさせていただきます。

（終了：16時05分）